

職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第15号

職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>職員の特別褒賞金に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>職員の特別褒賞金に関する条例</u>（昭和47年新潟県条例第4号。以下「条例」という。）第4条第2項、同条第3項、第5条及び第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別褒賞金の額)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定に基づき規則で定める<u>特別褒賞金の額</u>は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別褒賞金の調整)</p> <p>第3条 条例第5条の規定により、<u>特別褒賞金</u>を授与することができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>障害者特別褒賞金の授与を受けた職員が死亡し又は障害の程度が増進し別表第2に規定する障害の程度の上位の級に該当したとき。</u></p> <p>(2) <u>傷病者特別褒賞金の授与を受けた職員が死亡し又は別表第2の規定に該当し若しくは別表第3に規定する傷病の程度の上位の療養期間に該当したとき。</u></p> <p>(特別褒賞金授与の内申)</p> <p>第4条 条例第3条の規定により、<u>特別褒賞金</u>を授与することが適当と認められる事実があつたときは、次の各号の職員について、当該各号に掲げる者は、知事に<u>特別褒賞金</u>の授与を内申するものとする。</p> | <p style="text-align: center;"><u>職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>職員の特別ほう賞金に関する条例</u>（昭和47年新潟県条例第4号。以下「条例」という。）第4条第2項、同条第3項、第5条及び第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別ほう賞金の額)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定に基づき規則で定める<u>特別ほう賞金の額</u>は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別ほう賞金の調整)</p> <p>第3条 条例第5条の規定により、<u>特別ほう賞金</u>を授与することができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>障害者特別ほう賞金の授与を受けた職員が死亡し又は障害の程度が増進し別表第2に規定する障害の程度の上位の級に該当したとき</u></p> <p>(2) <u>傷病者特別ほう賞金の授与を受けた職員が死亡し又は別表第2の規定に該当し若しくは別表第3に規定する傷病の程度の上位の療養期間に該当したとき</u></p> <p>(特別ほう賞金授与の内申)</p> <p>第4条 条例第3条の規定により、<u>特別ほう賞金</u>を授与することが適当と認められる事実があつたときは、次の各号の職員について、当該各号に掲げる者は、知事に<u>特別ほう賞金</u>の授与を内申するものとする。</p> |

(1)～(6) (略)

2 前項の規定による内申は、別記様式による特別褒賞金授与内申書に、次の各号に掲げる書類のうちから必要なものを添えて行うものとする。

(1) 特別褒賞金を授与することが適当であると認められる事実の概況報告書

(2) (略)

(3) 殉職者特別褒賞金の授与を内申する場合は、死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写しその他死亡の事実を証する書類及び殉職者特別褒賞金を受けることができる遺族と当該職員との続柄を証する書類（その遺族が婚姻の届出をしていないが、当該職員が死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合は、その事実を証する書類）

(4) 障害者特別褒賞金及び傷病者特別褒賞金の授与を内申する場合は、医師の診断書

(5) (略)

(特別褒賞金の授与)

第5条 知事は、前条の規定による特別褒賞金授与の内申があつた場合には、次条に規定する審査を経て、特別褒賞金授与の適否及び授与すべきときには、その種類及び額を決定する。

2 知事は、特別褒賞金の授与を決定したときは、その旨を当該特別褒賞金授与の内申者に通知するものとする。

3 知事は、特別褒賞金に併せてその授与の対象となつた職員に、表彰状を贈るものとする。

(特別褒賞金授与の審査)

第6条 第4条の規定による特別褒賞金授与の内申があつた場合は、次の各号に掲げる職にある者による審査会議を開き、特別褒賞金の授与の適否及び特別褒賞金の額を審査するものとする。

(1)～(5) (略)

(条例の経過措置による手続)

第9条 条例附則第3項の規定により、特別褒賞金を授与する場合の手続については、第4条から前条までの規定を準用する。

別表第1 (第2条関係)

殉職者特別褒賞金

| 功労の程度 | 金額 |
|-----------------|--------------------------------|
| 抜群の功労があると認められる者 | 25,200,000円以上 30,000,000円以下 |
| (略) | |

(1)～(6) (略)

2 前項の規定による内申は、別記第1号様式による特別ほう賞金授与内申書に、次の各号に掲げる書類のうちから必要なものを添えて行なうものとする。

(1) 特別ほう賞金を授与することが適当であると認められる事実の概況報告書

(2) (略)

(3) 殉職者特別ほう賞金の授与を内申する場合は、死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写しその他死亡の事実を証する書類及び殉職者特別ほう賞金を受けることができる遺族と当該職員との続柄を証する書類（その遺族が婚姻の届出をしていないが、当該職員が死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合は、その事実を証する書類）

(4) 障害者特別ほう賞金及び傷病者特別ほう賞金の授与を内申する場合は、医師の診断書

(5) (略)

(特別ほう賞金の授与)

第5条 知事は、前条の規定による特別ほう賞金授与の内申があつた場合には、次条に規定する審査を経て、特別ほう賞金授与の適否及び授与すべきときには、その種類及び額を決定する。

2 知事は、特別ほう賞金の授与を決定したときは、その旨を別記第2号様式による特別ほう賞金授与通知書により、当該特別ほう賞金授与の内申者に通知するものとする。

3 知事は、特別ほう賞金にあわせてその授与の対象となつた職員に、表彰状を贈るものとする。

(特別ほう賞金授与の審査)

第6条 第4条の規定による特別ほう賞金授与の内申があつた場合は、次の各号に掲げる職にある者による審査会議を開き、特別ほう賞金の授与の適否及び特別ほう賞金の額を審査するものとする。

(1)～(5) (略)

(条例の経過措置による手続)

第9条 条例附則第3項の規定により、特別ほう賞金を授与する場合の手続きについては、第4条から前条までの規定を準用する。

別表第1 (第2条関係)

殉職者特別ほう賞金

| 功労の程度 | 金額 |
|-----------------|-------------|
| 抜群の功労があると認められる者 | 25,200,000円 |
| (略) | |

別表第2（第2条、第3条関係）

障害者特別褒賞金

| 功労の程度 障害の程度 | 顕著な功労があると認められる者 | (略) |
|----------------|--------------------------------|-----|
| 第1級 | 18,700,000円以上 20,600,000円以下 | (略) |
| 第2級 | (略) | (略) |
| 第3級 | | |
| 第4級 | | |
| 第5級 | | |
| 第6級 | | |
| 第7級 | | |
| 第8級 | | |
| 第9級 | | |
| 第10級 | | |
| 第11級 | | |
| 第12級 | | |
| 第13級 | | |
| 第14級 | | |

障害の程度は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第2項に規定する障害等級の区分による。

別表第2（第2条、第3条関係）

障害者特別ほう賞金

| 功労の程度 障害の程度 | 顕著な功労があると認められる者 | (略) |
|----------------|-----------------|-----|
| 1級 | 18,700,000円 | (略) |
| 2級 | (略) | (略) |
| 3級 | | |
| 4級 | | |
| 5級 | | |
| 6級 | | |
| 7級 | | |
| 8級 | | |
| 9級 | | |
| 10級 | | |
| 11級 | | |
| 12級 | | |
| 13級 | | |
| 14級 | | |

障害の程度は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表の等級区分による。

別表第3（第2条、第3条関係）

傷病者特別褒賞金

(略)

別記様式

(略)

特別褒賞金授与内申書

| | |
|-------------------------------|-----|
| 特別褒賞金の種類 | (略) |
| 褒賞されるべき職員 | (略) |
| 功労についての意見 (褒賞されるべき職務遂行状況等) | (略) |
| 特別褒賞金を受けることができる遺族 | (略) |

別表第3（第2条、第3条関係）

傷病者特別ほう賞金

(略)

別記第1号様式

(略)

特別ほう賞金授与内申書

| | |
|--------------------------------|-----|
| 特別ほう賞金の種類 | (略) |
| ほう賞されるべき職員 | (略) |
| 功労についての意見 (ほう賞されるべき職務遂行状況等) | (略) |
| 特別ほう賞金を受けることができる遺族 | (略) |

別記第2号様式

特別ほう賞金授与通知書

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。